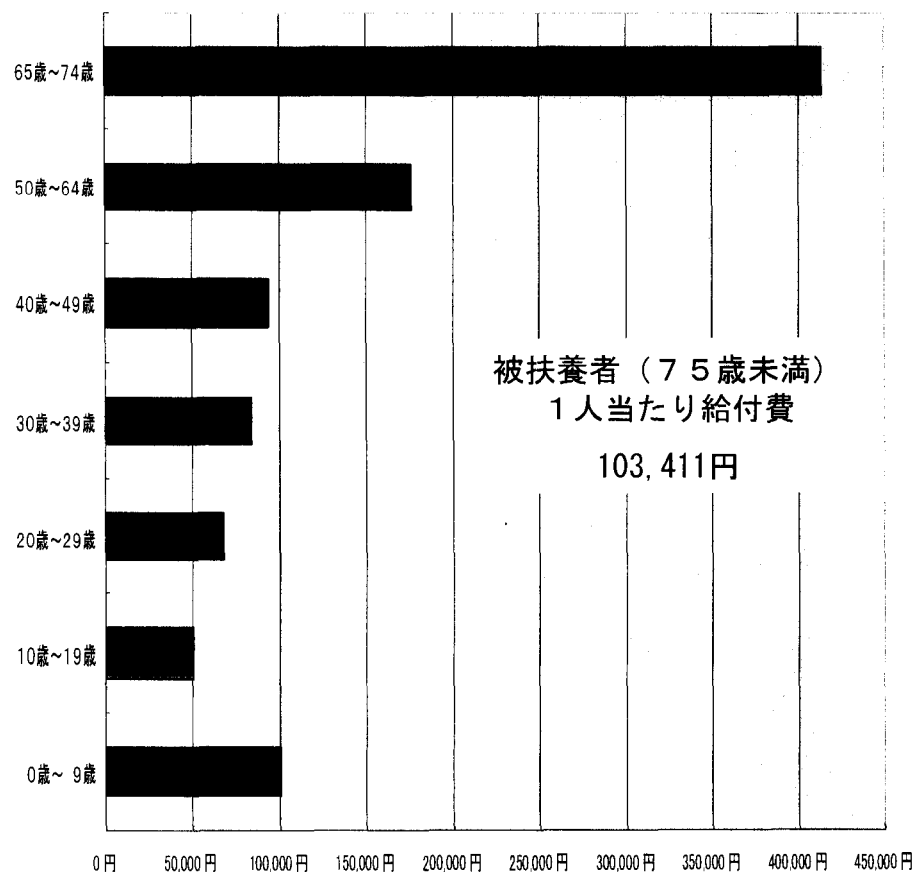


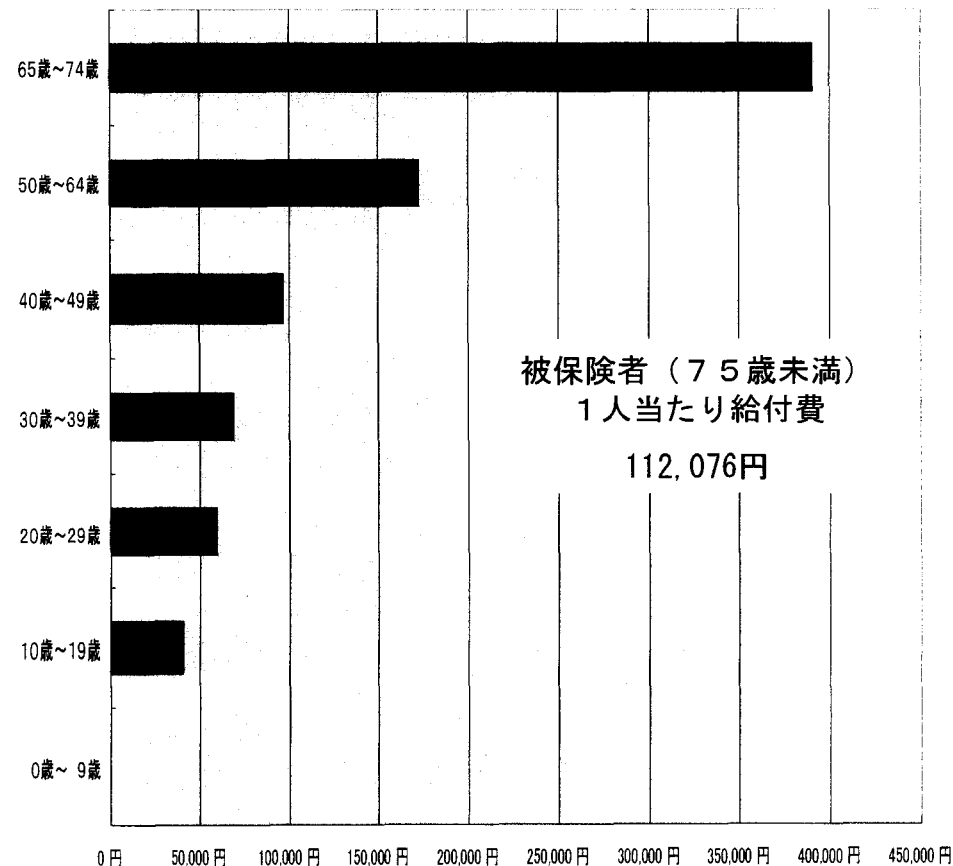
被用者保険における被扶養者・被保険者の 年齢階級別 1 人当たり給付費（平成 1 4 年度）

○被用者保険における被扶養者（75歳未満）の1人当たり給付費は、103,411円となっている。
○また、被保険者（75歳未満）の1人当たり給付費は、112,076円となっている。

（被扶養者）



（被保険者）



現行制度における被用者保険の被保険者 1 人当たり平均負担額 (平成 1 4 年度推計)

- 現行制度では、被扶養者の給付費を被保険者本人が標準報酬に応じて負担しているが、平均すると、被保険者 1 人当たり約 4. 8 万円／年（事業主負担を除く。）を負担していると推計される。
- 被保険者自らの給付に係る負担と合算すると、被保険者 1 人当たり（事業主負担を除く。）約 1 0. 4 万円／年（事業主負担を除く。）を負担していると推計される。

被保険者 1 人当たり 平均負担額			被扶養者の 負担額
	うち被保険者分	うち被扶養者分	
10. 4 万円	5. 6 万円	4. 8 万円	0 万円

※公費負担については考慮していない。

被扶養者の給付費の加入者 1 人当たり平均負担額 (平成 1 4 年度推計)

- 現在は、全年齢の被扶養者の給付費を全年齢の被保険者で支えている。
- 仮に、被扶養者の給付費を被扶養者自身を含めて支えることとした場合、
- ア 年齢階級ごとに、被扶養者の給付費をそれぞれの年齢層の加入者で負担することとすれば、被扶養者の給付費は年齢が上がるごとに増嵩しているため、65歳～74歳の層では、1人当たり約11.0万円（事業主負担を除く。）とかなりの負担額となる
- イ 他方、全年齢の被扶養者の給付費を全加入者（75歳未満の者）で支えることとすれば、1人当たり約2.5万円／年（事業主負担を除く。）を負担することになると推計される。

65歳～74歳	11.0万円
50歳～64歳	2.6万円
40歳～49歳	1.4万円
30歳～39歳	1.2万円
20歳～29歳	1.1万円
10歳～19歳	2.4万円
0歳～9歳	5.0万円

75歳未満の被扶養者の
給付費

(32,220億円)

————— × 1 / 2

75歳未満の加入者数
(6,507万人)

=約2.5万円

(参考)

(平成14年度)

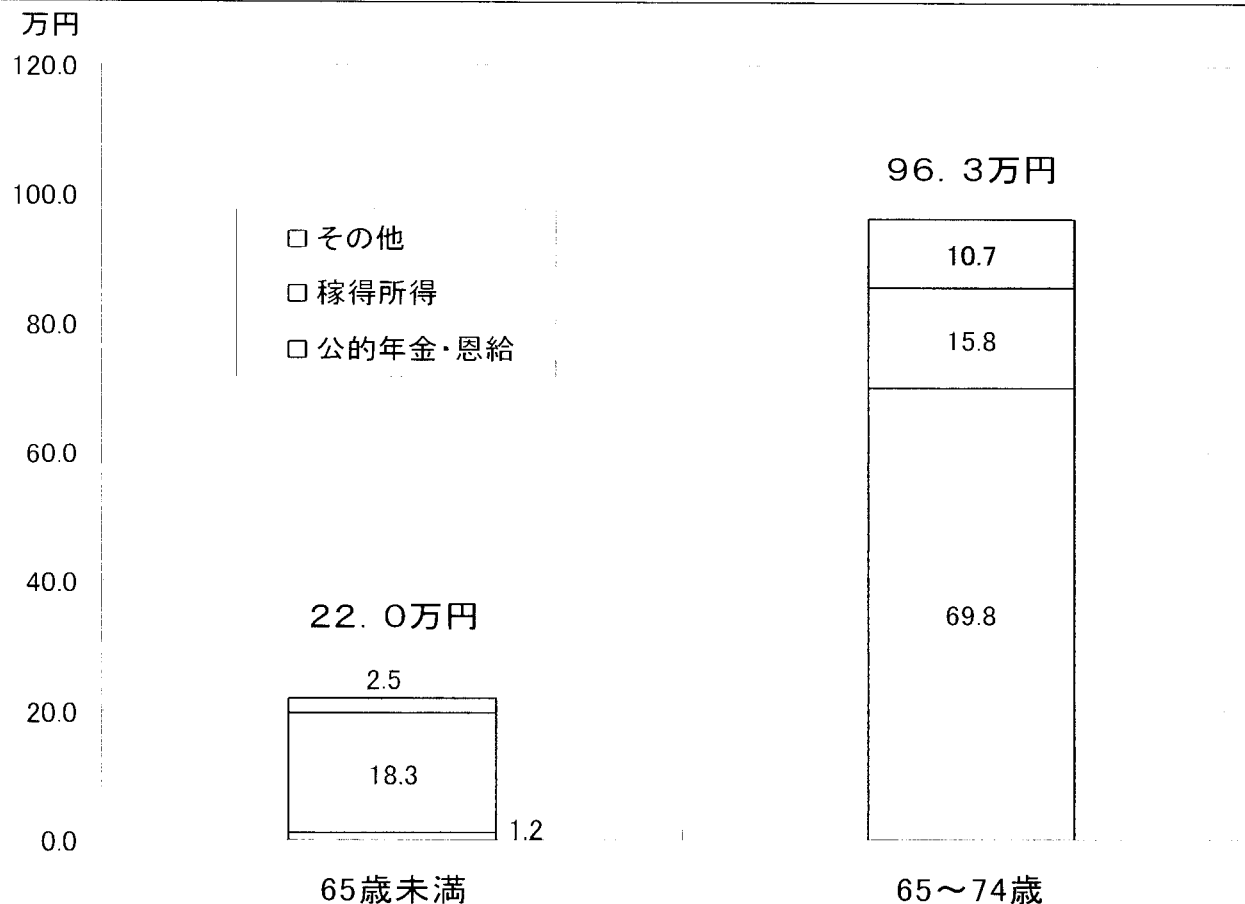
		政管健保（日雇特例被保険者を除く。）＋組合健保		
			被保険者	被扶養者
0歳～9歳	給付費 (加入者数) 《1人当たり》	7,826億円 (778万人) 《100,618円》	0億円 (0万人)	7,826億円 (778万人) 《100,618円》
10歳～19歳	給付費 (加入者数) 《1人当たり》	4,158億円 (835万人) 《49,822円》	118億円 (29万人) 《40,444円》	4,040億円 (805万人) 《50,162円》
20歳～29歳	給付費 (加入者数) 《1人当たり》	7,176億円 (1,156万人) 《62,089円》	4,668億円 (784万人) 《59,557円》	2,508億円 (372万人) 《67,424円》
30歳～39歳	給付費 (加入者数) 《1人当たり》	8,514億円 (1,160万人) 《73,382円》	5,637億円 (817万人) 《69,016円》	2,877億円 (343万人) 《83,766円》
40歳～49歳	給付費 (加入者数) 《1人当たり》	9,403億円 (981万人) 《95,874円》	6,668億円 (690万人) 《96,683円》	2,736億円 (291万人) 《93,958円》
50歳～64歳	給付費 (加入者数) 《1人当たり》	23,682億円 (1,363万人) 《173,797円》	16,635億円 (962万人) 《172,891円》	7,047億円 (400万人) 《175,974円》
65歳～74歳	給付費 (加入者数) 《1人当たり》	9,467億円 (235万人) 《402,847円》	4,281億円 (110万人) 《390,602円》	5,186億円 (125万人) 《413,550円》
75歳未満	給付費 (加入者数) 《1人当たり》	70,228億円 (6,507万人) 《107,927円》	38,007億円 (3,391万人) 《112,076円》	32,220億円 (3,116万人) 《103,411円》

(注1) 老人保健制度の対象者を含む。

(注2) 現金給付は含まれていない。

被扶養者の平均所得金額 (平成 1 2 年の所得)

被扶養者の平均所得金額を見ると、65歳以上75歳未満については、約70万円の公的年金・恩給があり、平均所得金額は約96万円となっている。



資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成13年 国民生活基礎調査」(大規模調査年)の個票データにより、厚生労働省保険局調査課において集計

注: 所得の定義は同調査における所得の種類を基に以下のように定義した。

稼得所得 = 雇用者所得 + 事業所得 + 農耕・畜産所得 + 家内労働所得

その他 = 家賃・地代の所得 + 利子・配当金 + 公的年金・恩給以外の社会保障給付金 + 仕送り + 個人年金 + その他の所得

国保制度における前期高齢者の保険料の負担状況 (平成 1 4 年度)

- 国保制度においては、軽減制度はあるものの所得のない者でも保険料を負担している。
- 前期高齢者について見ると、現在、1人当たり平均では年間7.5万円、所得のない者でも平均1人当たり年間2.5万円の保険料を負担している。

(年間)

	保険料負担額		
		応能負担額	応益負担額
	万円	万円	万円
1人当たり平均	7.5	4.8	2.7
所得のない者1人当たり平均	2.5	0.2	2.3

出典：保険局調査課推計

健康保険組合の介護保険料の設定方法

健康保険組合の介護保険料は標準報酬に定率で賦課するのが原則であるが、保険者の選択により、世帯内の第2号被保険者の数に応じて定額で設定することができることとされている。

【定率で賦課】

○健康保険の被保険者本人の標準報酬に応じて負担

介護保険料額

$$= \text{標準報酬} \times \text{介護保険料率}$$

選択

【定額の保険料額を賦課】

○世帯内の第2号被保険者の数に応じて負担

特別介護
保険料額

$$= \text{標準報酬に応じた定額の
保険料額}$$

(モデル例)

- ①被保険者 A 標準報酬300,000円
300,000円 × 12.5/1000 = 3,750円
- ②被保険者 B 標準報酬300,000円
300,000円 × 12.5/1000 = 3,750円

(モデル例)

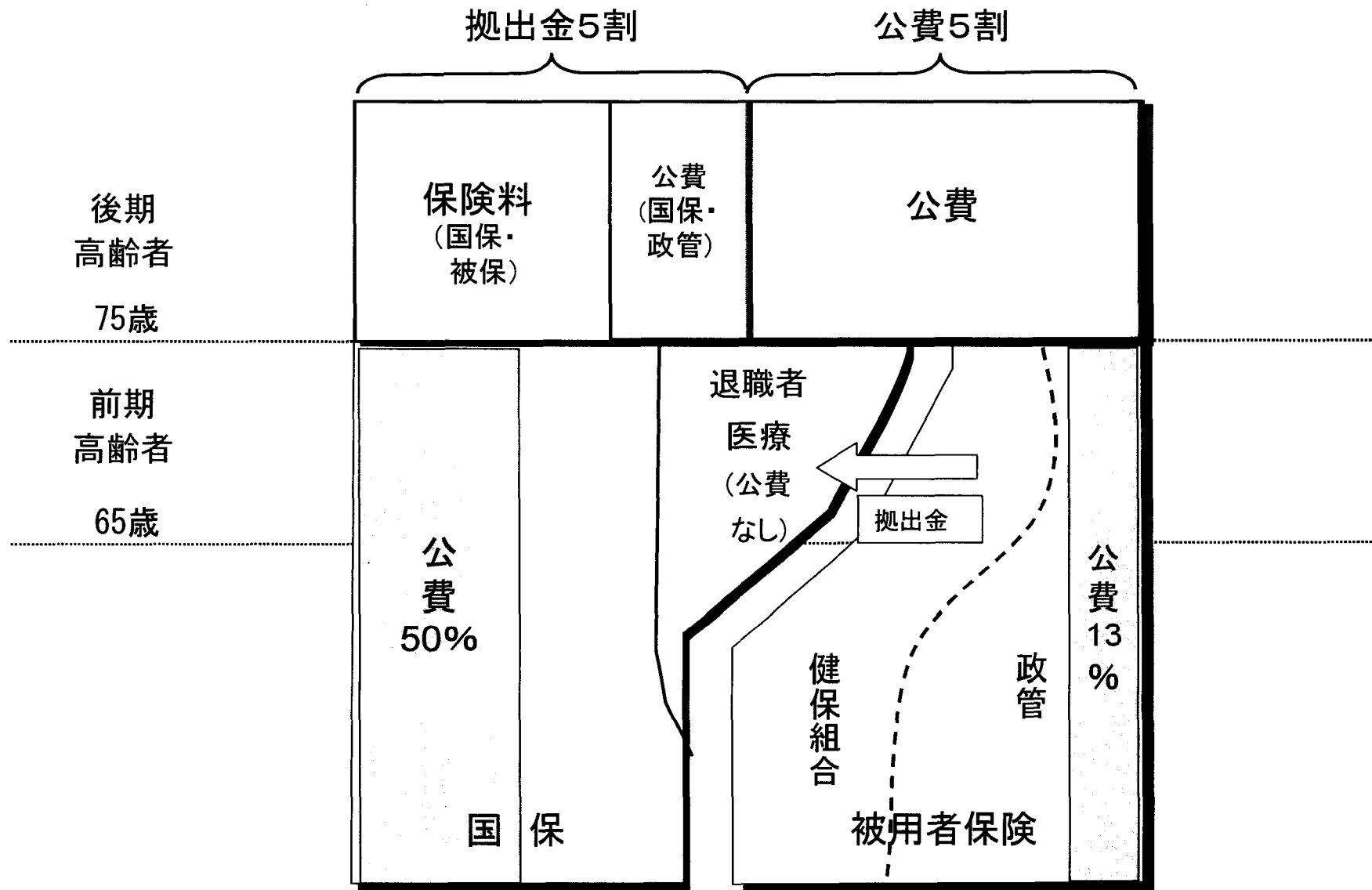
- ①被保険者 A 標準報酬300,000円
2,500円 × 1 = 2,500円
- ②被保険者 B 標準報酬300,000円、世帯内の第
2号被保険者が2人の場合
2,500円 × 2 = 5,000円

ウ 公費負担

- ・ 基本方針及びその閣議決定時の経緯などを踏まえ、公費負担の在り方についてどのように考えるか。

現行制度における公費負担

○政管健保については給付費の13%、市町村国保については給付費の50%の公費負担がある。
 ○また、老人保健拠出金についても、市町村国保の拠出分については50%、政管健保の拠出分については16.4%の公費負担がある。

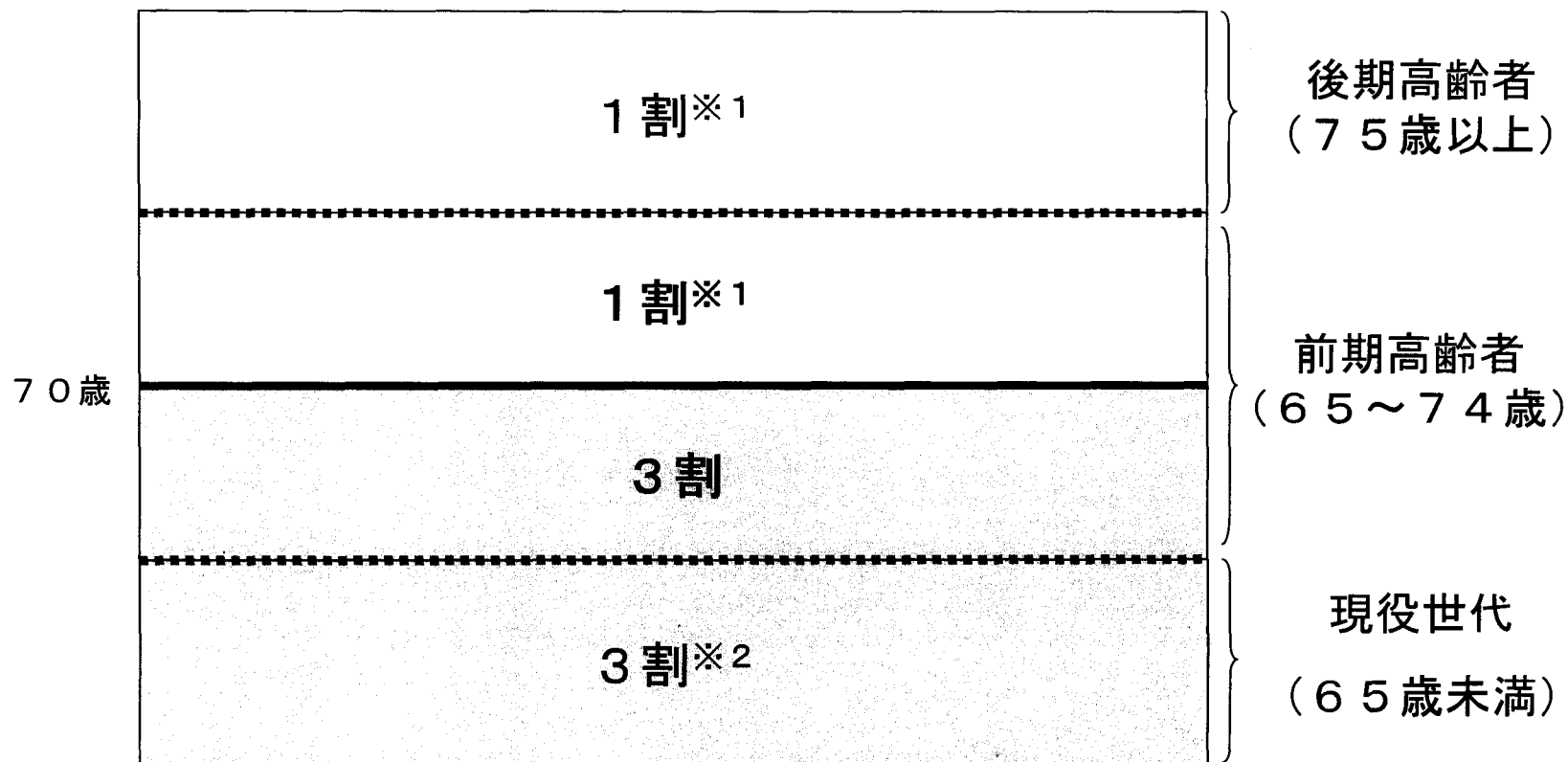


(3) 高齢者の患者負担

- ・ 基本方針の閣議決定時の経緯、世代間の公平の観点、70歳を境として定率負担が異なることなどを踏まえ、高齢者の患者負担についてどのように考えるか。
- ・ 現役並みの所得がある者（一定以上所得者）は2割負担となっているが、現役世代との均衡を考慮し、どのように考えるか。
- ・ 高齢者の患者負担の在り方を検討する一環として、自己負担が高額となる場合の限度額の在り方、さらには基本方針として閣議決定されている「医療給付と介護給付の自己負担の合算額が著しく高額となる場合の負担の軽減を図る仕組み」を創設するため、著しく高額となる場合の具体的水準、自己負担額を合算するための事務処理の方法などについて検討する必要があるのではないか。

現行の高齢者の患者負担

- 患者負担は、70歳未満は原則3割、70歳以上は原則1割となっている。
- 前期高齢者（65歳～74歳）の患者負担は、65歳～69歳は3割、70歳～74歳は原則1割となっている。

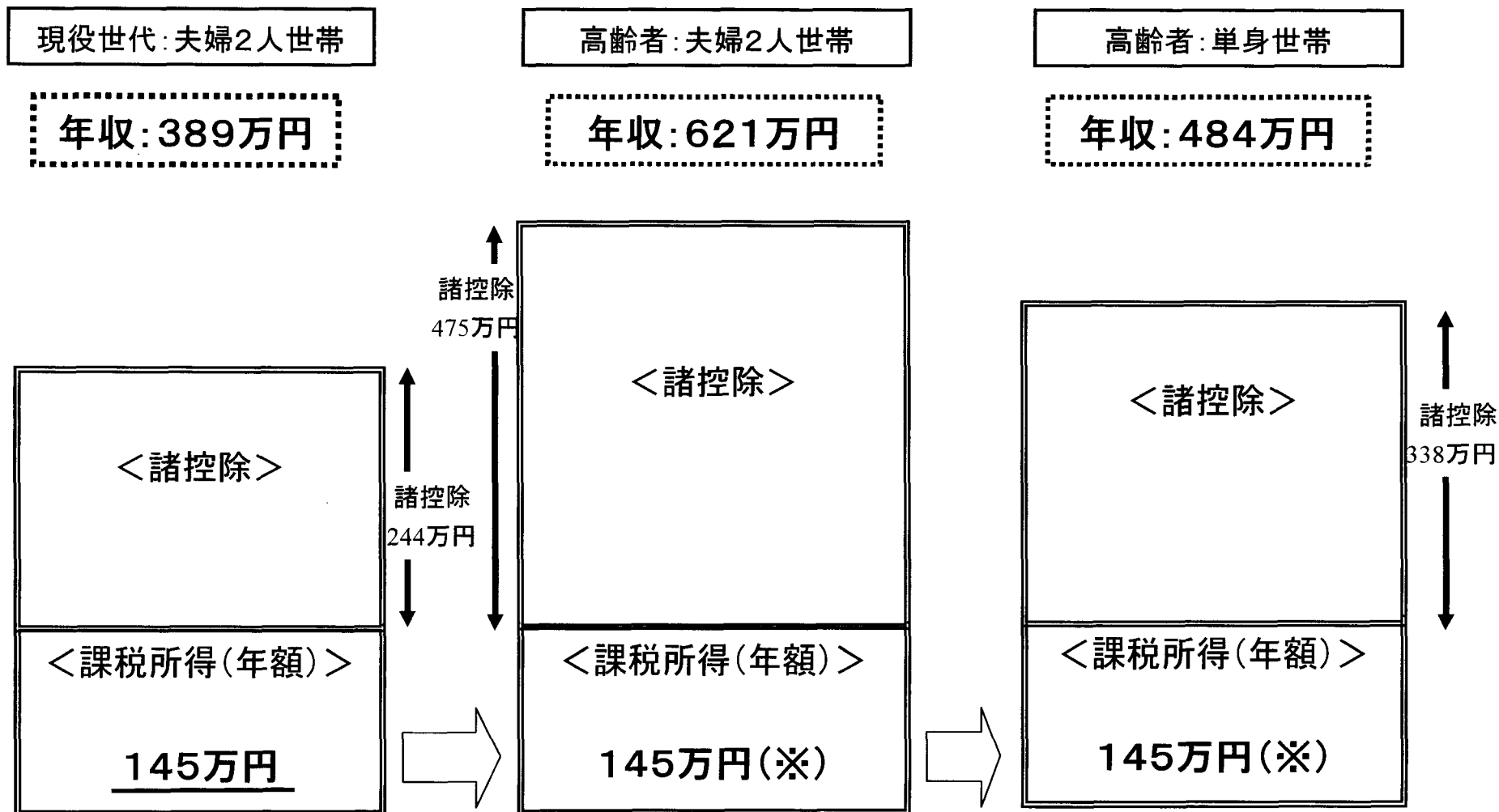


※1 一定以上所得者（現役並みの所得がある者）は2割

※2 3歳未満の者は2割

一定以上所得者（現役並みの所得がある者）

- 70歳以上の者のうち、一定以上所得者（現役並みの所得がある者）については、2割負担となっている。
- 一定以上所得者とは、現役世代の平均的な課税所得（政管健保被保険者の平均年収から税制上の諸控除を差し引いて算出）と同程度の課税所得を有する者のことである。



現行の自己負担限度額の水準

○医療保険と介護保険とでは、各々の制度ごとに世帯単位で自己負担の限度額を定めている。

○自己負担の合算額の最高額は、一般の所得水準の者の場合、

月額で見ると、70歳未満の者の場合、109,500円＋医療費の1%、

70歳以上の者の場合、77,400円 となる。

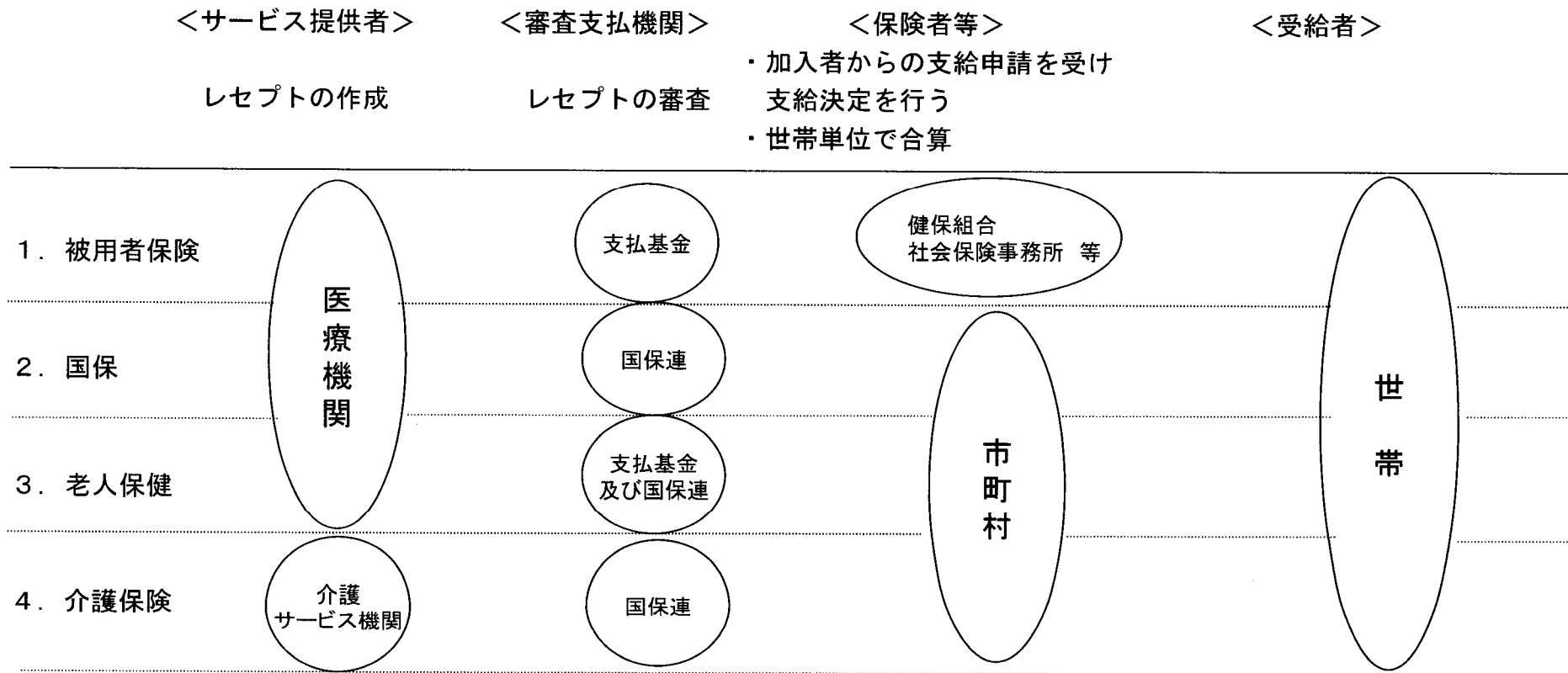
年額で見ると、70歳未満の者の場合、1,025,100円＋医療費の1%、

70歳以上の者の場合、928,800円 となる。

	医療保険 (70歳未満の者)	医療保険 (70歳以上の者)	介護保険
住民税非課税	上位所得者 139,800円＋医療費の1% (77,700円) ※	一定以上所得者 72,300円＋医療費の1% (40,200円) ※ (外来：40,200円)	一般 37,200円
	一般 72,300円＋医療費の1% (40,200円) ※	一般 40,200円 (外来：12,000円)	一般 37,200円
	低所得者 35,400円 (24,600円) ※	低所得Ⅱ 24,600円 (外来：8,000円)	低所得者 24,600円
		低所得Ⅰ 15,000円 (外来：8,000円)	老福受給者 15,000円
	※ 1年間に4か月以上自己負担限度額を超える場合	(注) 外来の限度額は個人適用 - 70 -	(注) 15,000円は個人適用

医療保険制度における高額療養費及び介護保険制度における高額サービス費の事務処理の状況

- 高額療養費の事務処理は、医療保険と介護保険とは異なり、また、医療保険の中でも被用者保険、国保、老人医療とは異なる。
- 具体的には、被用者保険については、健保組合や政管健保等が、国保、老人医療及び介護保険については、市町村が高額療養費等の事務処理を行っている。



(4) その他の論点

ア 国保及び被用者保険の保険者の参画

- ・ 高齢者医療制度の運営について、運営協議会の創設等により国保及び被用者保険の保険者が参画できる仕組みを設けるべきではないか。

イ 適正化のインセンティブ等

- ・ 保険者の適正化努力を促す仕組みが必要ではないか。
- ・ 若齢期から高齢期まで各々の年齢に応じた保健事業を推進する体制を具体的にどのように整備するか。

高医療費市町村対策について

国民健康保険の医療費には大きな地域差があり、制度の大きな不安定要因となっている。
この問題に対処するため、医療費が著しく高い市町村については、厚生労働大臣が指定して、国保事業の運営の「安定化計画」を作成させるとともに、著しく高い部分に係る公費負担について、国、都道府県、市町村が共同で負担している。

○ 費用負担方法

保険料 1/2	国 県 市 1/6 1/6 1/6	} 医療費給付費等が 著しく高くなった場合
保険料 1/2	国 県 43/100 7/100	

○ 指定市町村数(平成16年度)

都道府県名	指定市町村数
北海道	46
石川県	2
山梨県	1
三重県	1
大阪府	1
鳥取県	1
岡山県	1
広島県	5
山口県	1
徳島県	10
香川県	3
愛媛県	4
高知県	4
福岡県	23
佐賀県	8
長崎県	3
熊本県	5
大分県	8
鹿児島県	15
沖縄県	1
合計	143

4 負担額(平成17年度)

国:7億円 都道府県:7億円 市町村:7億円